

【本募集要項をすべてお読みいただき、ご同意いただいた方のみご応募ください】

【応募詳細】

- ・日本国の在住者であること。
- ・18歳未満の方が応募した場合、最優秀賞、優秀賞への選出、賞金・賞品の授与などは保護者の同意が得られる方に限らせていただきます。
- ・グループや複数で創作された場合でも、「エントリーフォーム」の「お名前」欄には代表者の方のお名前のみ記入してご応募ください。最優秀賞に選出され、キャラクターに採用された場合、創作者全員から無償で著作権を譲渡していただきます。賞金・賞品の授与は代表者の方へお渡しとなります。
- ・受賞したキャラクターについては、最終選考後2024年1月中旬に山梨県弁護士会ホームページにて発表とさせていただきます。
- ・応募いただいたキャラクターの内容が、次のような内容であった場合は、選考対象から除外させていただきます。
 - ・反社会的な内容、公序良俗に反するもの、特定の個人や法人を誹謗中傷するような内容のもの。
 - ・他者の著作権その他の知的財産権を侵害するもの。
- ・応募に際しては、「エントリーフォーム」に必要事項を記入し、作品と同時に送信してください。
- ・応募済みの場合でも、所定の手続により応募を取り消すことはできます。
- ・最優秀賞は、該当のない場合があります。

【知的財産権について】

- ・応募者自身が完全に著作権を有するオリジナルのキャラクターのみを対象とします（他のコンテスト等に応募済みまたは応募中である等の事情により、応募者の著作権が失われまたは失われる可能性のあるものは対象外とさせていただきます）。
- ・応募作品は、第三者の著作権、肖像権、その他いかなる権利も侵害しない適法なものであるものとし、万が一第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等がなされた場合は、応募者の責任と負担でこれを処理し、山梨県弁護士会にいかなる損害も及ぼさないものとしします。
- ・最優秀賞に選出され、キャラクターに採用された作品（以下「採用作品」といいます。）の著作権（著作権法第21条ないし第28条）その他一切の権利は、選出と同時に山梨県弁護士会に対し無償で譲渡されるものとしします。また、採用作品の応募者は、作品に関し、山梨県弁護士会及び同会から許諾を得た第三者に対し著作者人格権（著作権法第18条ないし第20条）を行使しないものとしします。
- ・採用作品のデザインは、山梨県弁護士会の判断により必要に応じて修正・変更する場合があります。
- ・採用作品は、山梨県弁護士会の各種取組みにおいて、キャラクターとして使用・展開させていただきます（採用作品は、山梨県弁護士会の印刷物、グッズ、映像作品、ホームページ等のWEBサイト等に使用する可能性があります）。
- ・採用作品の応募者は、山梨県弁護士会が採用作品について商標・意匠等の知的財産権の出願をし、

登録を受けることにも了承いただくものとします。

【個人情報について】

- ・個人情報については、山梨県弁護士会において、応募資格の確認、受賞に関する連絡、その他応募に付随するご案内の連絡等、山梨県弁護士会キャラクターデザイン募集の目的のみに使用します。また、個人を特定しない統計的情報の形で利用させていただく場合があります。
- ・個人情報の取り扱いにつきましては、応募された段階で、応募者の同意を得られたものとします。

【注意事項】

- ・受賞権利は受賞者にのみ帰属し、第三者への譲渡や換金はできません。
- ・応募にかかる諸費用は応募者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・応募者および関係者に発生した事故その他トラブルに関しては、山梨県弁護士会の責に帰すべき事由がある場合を除き、山梨県弁護士会は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・応募用紙にはキャラクターの名前を記載いただきますが、最終的なネーミングは他キャラクターとの重複や利用方法を想定して山梨県弁護士会で決定いたします。そのためデザインを選ばせていただいた場合でも、必ずしも記載されたキャラクターの名前を使用しない場合がありますので、ご了承のうえ、ご応募ください。
- ・キャラクターに修正・変更の必要がある場合、応募者に修正・変更の協力をしていただくことがありますので、ご了承のうえ、ご応募ください。
- ・以下の場合、受賞を無効とさせていただきます。
 - ・賞金・賞品の振込先・送付先として日本国外が指定された場合
 - ・登録された連絡先への連絡がつかない場合
 - ・応募者の住所が不明、連絡不能等の理由により、受賞通知、賞金・賞品および受賞書類のお届けができない場合
 - ・結果発表後2週間以内に受賞者から振込先等を記載した必要書類をご提出いただけない場合
 - ・虚偽の情報を用いた応募であることが判明した場合
 - ・応募者が著作権を有しない著作物との類似や模倣が認められた場合
 - ・その他、ご応募に関して不正な行為があった場合
- ・山梨県弁護士会は、必要と判断した場合には、本応募要項を変更できるほか、適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応ができるものとします。
- ・応募者をご応募にあたり、本応募要項及び山梨県弁護士会の運営方法に従うものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
- ・賞金の振込先名義は、応募者ご本人様名義に限らせていただきます。

以上